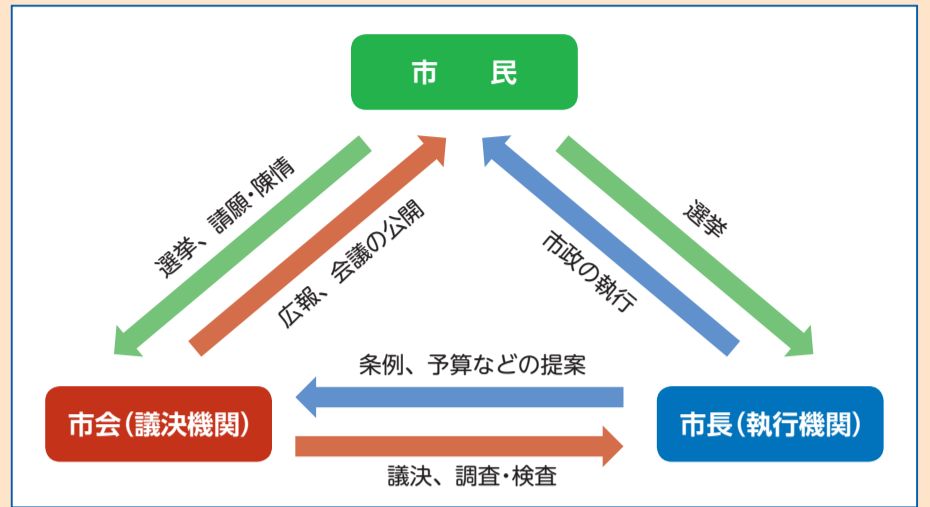


# 市会のしくみ

市会と市長の関係や各種会議の役割、会議の流れなどを紹介します。

## 市会と市長の役割

大阪市などの地方公共団体には、条例や予算を定めたり、市政の方針を決定したりする議会(議決機関)と、議会の決定に基づいて実際に仕事を行う団体の長(執行機関)とがあります。大阪市の場合は、市会が議決機関にあたり、市長が代表的な執行機関にあたります。これら市会と市長の関係は、互いに独立・対等の地位にあり、その調和を保ちつつ、住民福祉の向上をめざし、市政運営を行うしくみになっています。



## 本会議

本会議は議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意思表示などの可否は、最終的にすべて本会議において決められます。



市会議場

## 委員会

委員会には、常任委員会と特別委員会があります。

### 常任委員会

市の仕事はたいへん幅広く内容も複雑多岐にわたっているため、議員全員で構成される本会議では、市政全般を十分に審議することは難しくなります。そこで、合理的・能率的に調査・審議するためにそれぞれ専門別の委員会をつくり、議案や請願などの審査を行っています。

市の事務の部門ごとに6つの常任委員会を設け、全議員がいずれかの委員会に属しています。(常任委員会の所管事項は右表参照)

### 特別委員会

特定の問題を審査したり調査研究などを行うために、必要に応じて本会議の議決によって設置される委員会です。大阪市の場合は、毎年決算の内容を審査するために決算特別委員会を設置します。またこのほか、4つの特別委員会(市政改革、大都市・税財政制度、環境対策、交通政策)を設置しています。

## 常任委員会所管事項

委員会名	所管事項
財政総務	大阪府市大都市局、市政改革室、人事室、政策企画室、総務局、市民局、財政局、契約管財局、会計室、区役所、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育こども	教育委員会、こども青少年局の所管に属する事項
民生保健	福祉局、健康局、環境局、病院局の所管に属する事項
都市経済	経済戦略局、都市計画局、都市整備局の所管に属する事項
建設消防	危機管理監、建設局、港湾局、消防局の所管に属する事項
交通水道	交通局、水道局の所管に属する事項

区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管します。

## 定例会のスケジュールとおもな審議内容

第1回定例会 2~3月	第2回定例会 5月	第3回定例会 9~12月
おもに翌年度の当初予算やこれに関連する条例などを審議します。	おもに議長、副議長、常任委員長などの市会の新役員や、監査委員(議員選出)などを決めます。	おもに前年度の公営・準公営企業会計決算や一般会計等決算を審議します。

大阪市の場合は、定例的に開かれる定例会を平成24年から年3回、開いています。定例会とは別に会議を開く必要が生じた場合は、臨時会を開きます。  
※スケジュールは変更される場合があります。

## 会議の流れ

### 開会

#### 本会議

- (議案その他の案件の上程)  
議案等を会議の議題とすることを上程といいます。
- (提案趣旨の説明)  
提案者から議案の内容と提案理由について説明があります。
- (議案に対する質疑)  
議員は議案に対して質疑することができます。
- (委員会付託)  
議案等を詳細に審査するため、それぞれ担当の委員会に付託します。

#### 委員会

委員会では、議員それぞれの専門知識を生かし、自由な討議を行って、委員会として賛成または反対の態度を決定します。

#### 本会議

- (委員長報告)  
委員会の審査が終わると本会議を開き、委員長が委員会での審査の結果および経過を報告します。
- (討論)  
報告が終わると、議案などについての賛成、反対の意見を述べます。
- (表決)  
賛成か反対かの採決を行い、市会の意思を決定します。

### 閉会

## 今後の会議日程(2月・3月定例会)

2月14日(金)	午後2時	〈開会〉本会議【当初案件上程】
21日(金)	午後1時	常任委員会
24日(月)	午後1時	常任委員会
25日(火)	午後1時	常任委員会
28日(金)	午後2時	本会議【当初案件議決、予算・追加案件上程】
3月4日(火)	未定	本会議(代表質問)
5日(水)	未定	本会議(代表質問)
6日(木)	午後1時	6 常任委員会(説明)
11日(火)	午後1時	6 常任委員会(質疑)
14日(金)	午後1時	6 常任委員会(質疑)
17日(月)	午後1時	6 常任委員会(質疑)
20日(木)	午後1時	常任委員会
24日(月)	午後1時	常任委員会
25日(火)	午後1時	常任委員会
27日(木)	午後1時	6 常任委員会(態度決定)
28日(金)	午後2時	本会議【予算・追加案件議決】〈閉会〉

※会議日程は変更される場合があります。詳しくは市会事務局政策調査担当までお問い合わせいただくか、大阪市のホームページの「会議の案内」をご覧ください。